

社会保障審議会障害者部会	
第 147 回 (R7. 6. 26)	参考資料 13

地方創生2.0基本構想（抄）

（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

第 2 章 地方創生をめぐる現状認識

3. 地方創生をめぐる社会情勢の変化

過去 10 年の間、地方創生をめぐる様々な社会情勢に、大きな変化が生じている。地方にとって厳しさを増す変化としては、想定を超える人口及び生産年齢人口の減少や高齢化の進展が労働供給制約を強め、様々な分野において人手不足が生じていることが挙げられる。この結果、買物、医療・福祉、交通、教育等、日常生活に不可欠なサービスを維持することが難しくなっており、住民の生活の安心を守ることの重要性が一層増している。

（略）

第 3 章 地方創生 2.0 の起動

2. 地方創生 2.0 の基本姿勢・視点

（1）人口減少を正面から受け止めた上での施策展開

（略）

地方創生2.0では、少子化対策等により、今後の人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。

今後は、これまで以上に都市と地方の間で人的資源を含めたリソースの差が顕在化する。特に、急激な人口減少に直面している地域では、制度やサービスの担い手となる人材の確保が難しくなり、従来型の手法では立ち行かない事態が生じる可能性が高まっている。例えば、上下水道、道路、公共交通、医療・福祉サービスなど、これまで当然のように維持されてきた社会インフラでさえも保ち続けることが難しくなっている。公共サービスのみならず、買物、医療・介護、交通・物流等の民間サービスや、これらに関わる人材の確保も年々困難になっており、住民の基本的な生活を支える仕組みをどのように守るかが、喫緊の課題である。地方経済においても、コストカット型から高付加価値型の経済へと移行することが、人口規模が縮小しても、経済を成長させるために不可欠となる。

(略)

6. 政策パッケージ

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

②魅力ある働き方・職場の創出

i. 実質賃金の引上げ等

2029 年度までの 5 年間で、実質賃金で年 1 %程度の上昇を賃上げの新たな水準であるとのノルム（社会通念）として定着させる。このため、地域経済において大半を占める中小企業・小規模事業者を対象に、サービス業等の 12 業種について業種別の「省力化投資促進プラン²⁸」を策定するなど、経営変革に向けたきめ細かな支援策の充実や、低入札価格調査制度²⁹・最低制限価格制度³⁰の導入拡大等を通じた官公需の価格転嫁の促進、医療・介護・障害福祉分野等エッセンシャルワーカーの職員の処遇改善等を進める。あわせて、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しする。

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包括的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッ

²⁸ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（2025 年 6 月 13 日閣議決定）

²⁹ 最低の価格で申込みをした者について調査を行い、契約に適合した履行がされないおそれがある等の場合に、その者を落札者としないうことが出来る制度。

³⁰ あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の申込みの中で、最も価格が低い者を落札者とする制度。

³² 制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

チングする仕組みの構築を推進する。

特に、担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について 2025 年度中に結論】

iii. 農福連携³⁴の取組の推進

地域協議会や伴走型コーディネーターの活動等を通じた、産官学金労言士等の多様なステークホルダーも参画する地域単位での農福連携の推進体制づくりの後押し、ノウフクの日（11 月 29 日）等による企業や消費者も含めた多様な関係者を巻き込んだ普及・啓発、農業体験を通じて世代や障害の有無を越えた社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等により、農福連携の国民的運動につなげる。

⑥交通・医療・介護・子育てなど生活必需サービスの維持・確保

iii. 地域の介護・福祉サービス等の維持・確保

人口が減少する地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制の構築に向け、中山間・人口減少地域において、介護・福祉サービス提供体制の維持・確保をするために、人員配置基準等の弾力化や介護報酬の中で包括的な評価の仕組みを設けるなどの柔軟な対応を検討する。あわせて、特別養護老人ホーム等が小規模事業所と連携して地域における介護サービスを維持・確保すること等、複数事業者の連携・協働化を推進する。

また、中山間・人口減少地域においては、こどもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、介護予防を主軸とした多機能なサポート拠点の整備が重要である。地域共生社会の構築にも結び付く、こうした多機能の拠点の整備の推進について検討を進め、必要な措置を講ずる。

³³ 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

³⁴ 障害者等の多様な人材の農林水産業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

⑦将来を考えたまちづくり

i. 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」(日本版CCRC) 2.0の展開

誰もが安心して暮らせる地域コミュニティと日常生活サービスを維持するため、「生涯活躍のまち」(日本版CCRC³⁸)を進化させる。

このため、小規模であっても年齢や障害の有無を問わず様々な人々が集い、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる場(小規模・地域共生ホーム型CCRC)の整備を進める。

具体的には、老朽化した特別養護老人ホーム・老健施設等や病床削減に伴う医療機関の一部などを転換・活用し、シェアハウスやグループホーム等の居住機能と地域交流の機能を備えた施設の整備を支援する。

さらには、これらの施設を中心とした農業、教育、スポーツなど地域のまちづくりと連携した多様な取組を支援する。地域の特性に合わせた導入の拡大のため、省庁横断的な「「生涯活躍のまち」(日本版CCRC) 2.0 検討チーム」を立ち上げ、関係府省庁が連携して制度・運用の見直しや先進事例等の周知等を行い、誰もが居場所と役割を持つ全世代・全員活躍型の「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりを実現する。

【当面の目標：3年後に、全国で100か所小規模・地域共生ホーム型CCRCの展開を目指す】

(3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

④関係人口の量的拡大・質的向上

vii. 地方移住の更なる促進

東京一極集中の是正に向け、地方創生移住支援事業について、現行の中小企業等への就職に加え、地域社会を下支えするために必要となる人材を確保するため、農林水産省や厚生労働省等の関係府省庁と連携し、支援の対象業種に地域の基軸産業である農林水産業を始め、自営業、医療・福祉等のエッセンシャルワーカーを位置付ける。また、若者の地方への流れを強めるため、大学生・大学院生等の地方就職への支援等について関係府省庁が連携して取

³⁸ Continuing Care Retirement Community の略。都会の中高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体として当初創設された。その後、移住者や関係人口と地元住民双方を対象とした「誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくり」推進へと発展し、若者、女性、高齢者、障害者、子どもなど誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくりとして、「交流・居場所」、「活躍・仕事」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」という視点で分野横断的・一体的に取り組まれている。

り組むなど、社会的なニーズが強まっている課題を踏まえ、移住支援を強化する。

【当面の目標：若者や、農林水産業、エッセンシャルワーカーへの支援を強化】